

一般社団法人日本臨床心理士会 入退会及び会費規程

(適用)

第1条 本会への入会及び会費については、定款に定められたことのほかは、この規程による。

(入会)

第2条 本会の正会員になろうとする者は、所定入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 退会または会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、別紙様式1の入会申込書に再入会希望であることを明記して、会長に申し込まなければならない。なお、未納の会費がある場合は、再入会申し込み時にそれを納入しなければならない。

3 入会は、常任理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

4 正会員の資格は、入会承認後、年会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生ずるものとする。

第3条 本会の団体会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない

2 団体会員の資格は、入会が承認された日に発生する。

3 団体会員は、会費を納めることを要しない。

(退会)

第4条 正会員が退会しようとするときは、氏名、臨床心理士登録番号、住所ならびに退会の期日を記載の上、その旨を書面により会長に届け出なければならない。

2 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

第5条 団体会員が退会しようとするときは、その事由、名称、所在地、代表者(会長)名を記載の上、その旨を書面により会長に届け出なければならない。

(年会費)

第6条 正会員の年会費は、8,000円とする。

(※定款第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。)

2 海外在住で通信物の海外居住への直送を希望する正会員の年会費は、10,000円とする。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。